一般社団法人日本看護系大学協議会　看護学教育質向上委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款第３５条に基づき、看護学教育質向上委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第１条　本委員会は、看護系大学における看護学教育の充実・向上を図るために、看護系大学の教育の質に関する事項並びに看護教員に求められる資質・能力向上に関する事項について検討する。

（任務）

第２条　看護系大学における看護学教育に関する調査研究を行い、教育改善に役立てる基礎資料を得るとともに、それらの課題について看護系大学間で共有して、課題解決と教育の向上を目的とした検討会、研修会を企画、開催する。

（本規程の改正）

第３条　本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則　この規程は、２０１１年1月１０日から施行する。

附則　この規程の改正は、２０１７年3月２０日から施行する。

附則　この規程の改正は、２０２６年7月９日から施行する。